

# 山口市悪質商法対策連絡協議会設置要綱

(名称)

第1条 この連絡協議会は、山口市悪質商法対策連絡協議会(以下「協議会」)という。

(目的)

第2条 協議会は、悪質な商行為を排除し、消費者保護の徹底を図るため、消費者相談窓口を主管する行政機関、関係団体及び警察署が連携を密にして効果的な対策を協議、推進するとともに関係団体等に周知徹底することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、悪質な商行為に関する情報及び被害防止対策について協議する。

(構成)

第4条 協議会は、次の関係機関、団体をもって構成する。

- (1) 山口警察署
- (2) 山口南警察署
- (3) 山口市民生委員児童委員協議会
- (4) 山口市連合婦人会
- (5) 山口市老人クラブ連合会
- (6) 山口市社会福祉協議会
- (7) 山口市消費者団体連絡会
- (8) 山口税務署
- (9) 山口市高齢・障害福祉課
- (10) 山口市生活安全課

2 山口県消費生活センターをオブザーバーとする。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて前条に定める関係機関、団体の役職員及び構成員の出席を求めて随時開催するものとする。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、山口市生活安全課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 号改正規定は、平成 20 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。